

2009年4月9日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

保健衛生統計に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2008年9月2日付けで諮問（第337号）された保健衛生統計に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 事務の概要

人口動態調査は我が国の人口の動向を恒常的に把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする国勢調査と並ぶ国の主要統計であることから、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計となっている。また、その実施については人口動態調査令（昭和21年勅令第447号）及び人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）に規定されている。

人口動態調査資料は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について、その届出を受けた市区町村長が人口動態調査令第3条に基づいて作成する。作成された調査票は、保健所長が人口動態調査令第5条第2項に基づいて都道府県知事に提出し、所定の期日までに県から厚生労働省に提出される。

(2) 経過

厚生労働省は、市区町村での人口動態調査事務システムによる処理の増加に伴い、人口動態調査のよりいっそうの効率化及び迅速化を図ることを目的として、厚生労働行政総合情報システム（W I S H）内に「人口動態調査オンライン報告システム」（以下「報告システム」という。）を構築した。この報告システムは、人口動態調査事務システムによる記録媒体に電子化された調査票の情報を、保健所で報告システムに登録を行うことにより、市区町村、保健所、指定都市及び都道府県での受付、内容審査、調査票の送付及び出生・死亡小票の移送等の自動化、また、出生・死亡小票の管理等を行うものである。

平成15年1月からこの報告システムが稼働し、神奈川県藤沢保健所として事務効率化のために利用を開始し、平成18年4月から保健所業務移管に伴い地域保健課でも継続して利用をしていた。今回事務の見直しに伴い、審議会に諮問が必要だということが新たに判明したため、報告システムの利用について本審議会に諮問するものである。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性及びその効果

保健所長は、毎月、市町村長から送付された人口動態調査票を審査、取りまとめを行い、県知事に送付することになっている。平成15年1月から厚生労働省による報告システムが稼働し、神奈川県藤沢保健所として事務効率化のために利用を開始した。調査票による報告を行った場合、市民窓口センターから手書きの調査票の提出を受け、毎月800枚もの調査票を審査し、県に送らなくてはならない。

報告システムを導入することにより、市民窓口センターから入力データで送付を受けて、システムでエラーチェックを行うことができ、また800枚もの調査票を送る手間が省け、事務の効率化が図られる。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

(ア) 出生票

- a 子の氏名、父母との続柄、男女別
- b 生まれたとき、ところ
- c 子の住所
- d 父母の氏名・生年月日・国籍
- e 同居を始めたとき
- f 子が生まれたときの世帯の主な仕事
- g 子が生まれたときの父母の職業
- h 子が生まれたところの種別
- i 体重及び身長

- j 単胎・多胎の別
 - k 妊娠週数
 - l この母の出産した子の数
 - m 出生に立ち会った者
- (イ) 死亡票
- a 氏名，男女別，生年月日
 - b 死亡したとき・ところ
 - c 死亡した人の住所・国籍
 - d 死亡した人の夫又は妻
 - e 死亡したときの世帯の主な仕事
 - f 死亡したところの種別
 - g 死亡の原因
 - h 死因の種類
 - i 施設の所在地又は医師の住所及び氏名
- (ウ) 死産票
- a 父母の国籍，氏名及び年齢
 - b 死産児の男女の別及び嫡出子か否かの別
 - c 死産があったとき
 - d 死産があったときの母の住所
 - e 死産があったときの世帯の主な仕事
 - f この母の出産した子の数
 - g 妊娠週数
 - h 死産児の体重及び身長
 - i 胎児死亡の時期
 - j 死産があったところの種別
 - k 単胎・多胎の別
 - l 死産の自然人工別
 - m 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由
 - n 胎児手術・死胎解剖の有無
 - o 死産に立ち会った者
- (エ) 婚姻票
- a 氏名及び生年月
 - b 夫の住所
 - c 国籍
 - d 婚姻後の夫婦の氏
 - e 同居を始めたとき

- f 初婚・再婚の別
- g 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事

(オ) 離婚票

- a 氏名及び生年月・国籍
- b 離婚の種別
- c 未成年の子の数
- d 同居の期間
- e 別居する前の住所
- f 別居する前の世帯の主な仕事

ウ 安全対策について

(ア) 実施機関における安全対策

- a 報告システムに接続する端末は、1台に限定されており、端末を立ち上げる際、システムに接続する際、ログインする際にそれぞれパスワードが必要である。
- b 操作者は本事務の担当者に限定している。
- c 操作画面は、20分を経過すると動作が停止し、再度ログインするシステムとなっている。
- d 報告システムに接続する端末は、他の事務には使用していない。
- e 報告システムの管理は、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課が行っている。
- f 報告システムには専用回線で接続しているため、外部から侵入されるおそれはない。
- g 報告システムに接続する端末のハードディスクに個人情報が入力されることはない。
- h 報告システムに接続している端末はワイヤーロックがかけられており、また閉庁時、端末のある事務室は施錠されている。
- i 市民窓口センターから提出されたフロッピーは、保健所では、施錠のできるファイリングキャビネットで保管している。また、保健所から返却されたフロッピーは、市民窓口センターにおいて、中のデータを速やかに消去している。

(イ) 神奈川県における安全対策

- a 報告システム上、個人情報を含むデータは各保健所が入力する段階で厚生労働省のサーバに登録されており、藤沢市保健所と県保健福祉事務所等の利用機関間で情報がやりとりされることも、県の端末に個人情報が保存されることもない。
- b 人口動態調査では、県は各保健所等から送付されたデータを審査する

事務を行っているため、報告システム上で各個票のデータ（実際は厚生労働省のサーバ上にあるデータ）を閲覧し、必要に応じてPDF形式の電子データとして出力することが可能である。本県においては、報告システムが稼働してからこれまで、電子データとして出力して管理したことはないが、仮に出力した場合は使用を終えた段階で当該ファイルを消去し、紙で出力した場合はシュレッダーにより破棄するなど、県の個人情報保護条例・規則にのっとり厳重に管理する。

- c 報告システムの使用・管理は、厚生労働省が定める「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」に従って利用し、具体的には次のように取り扱う。
 - (a) 原則1名の利用責任者を指名し、利用責任者が利用を適正に行うよう指導及び監督を行う。
 - (b) 報告システムを使用する端末は利用機関ごとに1台とする。
 - (c) W I S H及び報告システムのID及びパスワードは他に知られることがないよう厳重に管理する。
 - (d) 厚生労働省から通知されたW I S H及び報告システムの初期パスワードは、利用初回に変更するとともに、以後定期的（6か月以内）に変更する。
 - (e) 操作マニュアル等の関係書類は、他に知られることがないように適正に管理する。
- d 県においても、上記「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」を遵守して報告システムを運用しており、報告システムを使用する利用責任者1名を指定して業務を行わせ、当該担当者がID及びパスワードを管理するとともに、当該担当者に割り当てられている県庁の共通利用パソコン（以下単に「共通利用パソコン」という。）に報告システムを導入して事務を実施している。
- e 共通利用パソコンは、「コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する規程（平成11年神奈川県訓令第15号）」等の県の内規に基づき、立ち上げ時にパスワードを設定するとともに、ワイヤーロックで机に固定し、不正プログラム対策等の情報セキュリティ対策や管理者権限の設定により職員によるプログラムの導入を制限するなどの安全対策を施しており、これらの規定を遵守していることを検証するために定期的に情報セキュリティ監査を実施している。
- f また、県地域保健福祉課における事故防止の対応として、当該担当者の共通利用パソコンは、未入力の時間が10分を経過するとスクリーンセ이버が作動して、再度パスワードを入力しなければログインできな

いように設定にしている。

- g なお、ネットワーク接続については、県庁内は「コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する規程」等の県の内規に基づき県の情報システムを専門に扱う総務部情報システム課が管理するとともに、県庁外は国が管理する行政専用ネットワークである「総合行政ネットワーク（略称：L G W A N）」を利用して接続しており、いずれも高度なセキュリティが確保されている。
- (ウ) 厚生労働省における安全対策
 - a 報告システムは、W I S H内のデータセンターにサーバを設置しており、各利用機関とは、専用回線を使用するL G W A N等を介して接続している。

さらに、報告システムの発行するサーバ証明書を利用したS S Lによる暗号化通信によって、第三者による情報の盗み見や改ざん等を防止している。
 - b 報告システムを利用するには、W I S H及び報告システムそれぞれのI D及びパスワードが必要である（システム認証の二重化）ため、I D及びパスワードを発行された本人以外がログインすることは極めて困難である。
 - c また、報告システムは、「なりすまし防止機能」を備えており、発行されたI D及びパスワードで一度端末にログインすると、当該端末以外でのログインは不可能となる。

なお、端末の入れ替え等により、他の端末で当該I D及びパスワードを利用する場合は、人口動態調査オンライン報告システム利用変更届（様式第3号）による届出が必要となり、届出が承認された際、厚生労働省の報告システム管理者がなりすまし防止機能を解除する。
 - d 「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」及び「厚生労働総合情報システム利用要綱」は、システムの管理・利用等について規定したものであり、システムを利用する各機関は、同要領等を遵守しなければならない。
 - e 報告システムは、人口動態・保健統計課のシステム管理者（技術開発係）、同課の審査担当者（約30名）及び運用保守業者（日本電気株式会社）がアクセス可能となっているが、以下のセキュリティ対策により、情報漏洩等を防止している。
 - (a) 同課システム管理者及び審査担当者（省内L A Nシステムのクライアント端末からサーバに接続）
 - ① 省内セキュリティゲートによる身分確認

- ② ID及びパスワードによるシステム認証（省内LANシステムと報告システムによるシステム認証の二重化）
 - ③ 省内LAN回線（イントラネット）及びWISH（専用回線）経由によるサーバ接続
 - ④ 利用端末におけるウィルス対策（ウィルス対策ソフトの導入及びセキュリティパッチの適用等）の実施
 - ⑤ 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「厚生労働省ネットワークシステム等管理規程」，「人口動態調査オンライン報告システム等情報セキュリティ対策実施手順」等の遵守
- (b) 運用保守業者（WISHデータセンター内のサーバにログイン）
- ① WISHデータセンター内に入るための申請及び2種類のIDカード（建物用，マシン室用）による入退室管理
 - ② データセンターの管理人によるサーバ・ラックの施錠管理（サーバ・ラックを解錠するには管理人に身分を提示し，台帳に記名する必要がある）
 - ③ ID及びパスワードによるシステム認証
 - ④ WISH（専用回線）経由によるサーバ接続
 - ⑤ 利用端末におけるウィルス対策（ウィルス対策ソフトの導入及びセキュリティパッチの適用等）の実施
 - ⑥ 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「厚生労働省ネットワークシステム等管理規程」，「人口動態調査オンライン報告システム等情報セキュリティ対策実施手順」等の遵守
 - ⑦ 契約における守秘義務の遵守（契約書及び仕様書に明記）
- (4) 厚生労働省における人口動態調査票データの保存期間について
- 標記について厚生労働省に問い合わせたところ，口頭で次の回答を得た。
- 人口動態調査票データは，調査を実施した年の翌年の1月1日から1年間保存する。1年間を経過した後は，データそのものは永年保存するが，永年保存するデータには氏名を含まず，住所も市区町村までとし，個人が特定される内容ではなくなる。
- なお，実施機関では，この1年間の保存期間について，調査票の内容に疑義があったとき，これを解決し，一応完全な情報とするための期限として厚生労働省が自ら設定したものと理解している。
- (5) 提出資料
- ア 諮問書添付資料
- (ア) 人口動態調査オンライン報告システム利用通知書
 - (イ) 人口動態調査オンライン報告システムの概要

- (ウ) 人口動態調査 調査票（出生票，死亡票，死産票，婚姻票，離婚票）
- (エ) 人口動態調査令
- (オ) 人口動態調査令施行細則
- (カ) 個人情報取扱事務届出書

イ 2009年1月8日になされた報告時に提出された資料

神奈川県保健福祉部地域保健福祉課 「神奈川県における人口動態調査オンライン報告の安全対策について」

ウ 同年4月9日になされた報告時に提出された資料

厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課長 平成21年3月24日付け 「「人口動態調査オンライン報告システム」の安全対策について（報告）」

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

保健所長は、毎月、市町村長から送付された人口動態調査票を審査、取りまとめを行い、県知事に送付することになっている。平成15年1月から厚生労働省による報告システムが稼働し、神奈川県藤沢保健所として事務効率化のために利用を開始した。調査票による報告を行った場合、市民窓口センターから手書きの調査票の提出を受け、毎月800枚もの調査票を審査し、県に送らなくてはならない。

報告システムを導入することにより、市民窓口センターから入力データで送付を受けて、システムでエラーチェックを行うことができ、また800枚もの調査票を送る手間が省け、事務の効率化が図られる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。ただし、現在提出されている個人情報取扱事務届出書の内容と実際の各人口動態調査票を比較すると、内容の整理がまだ不十分であると考えられるため、個人情報取扱事務届出書の特記事項欄等を利用するなどして、各項目を整理することを条件とするものである。

イ 安全対策について

この報告システムでは、安全対策として、実施機関、神奈川県及び厚生労働省において、それぞれ以下に掲げる措置を講じることとしている。

(ア) 実施機関における安全対策

- a 報告システムに接続する端末は、1台に限定されており、端末を立ち

上げる際、システムに接続する際、ログインする際にそれぞれパスワードが必要である。

- b 操作者は本事務の担当者限定している。
 - c 操作画面は、20分を経過すると動作が停止し、再度ログインするシステムとなっている。
 - d 報告システムに接続する端末は、他の事務には使用していない。
 - e 報告システムには専用回線で接続しているため、外部から侵入されるおそれはない。
 - f 報告システムに接続する端末のハードディスクに個人情報保存されることはない。
 - g 報告システムに接続している端末はワイヤーロックがかけられており、また閉庁時、端末のある事務室は施錠されている。
 - h 市民窓口センターから提出されたフロッピーは、保健所では、施錠のできるファイリングキャビネットで保管している。また、保健所から返却されたフロッピーは、市民窓口センターにおいて、中のデータを速やかに消去している。
- (イ) 神奈川県における安全対策
- a 報告システム上、個人情報を含むデータは各保健所が入力する段階で厚生労働省のサーバに登録されており、藤沢市保健所と県保健福祉事務所等の利用機関間で情報がやりとりされることも、県の端末に個人情報が保存されることもない。
 - b 人口動態調査では、県は各保健所等から送付されたデータを審査する事務を行っているため、報告システム上で各個票のデータ（実際は厚生労働省のサーバ上にあるデータ）を閲覧し、必要に応じてPDF形式の電子データとして出力することが可能である。本県においては、報告システム稼働してからこれまで、電子データとして出力して管理したことはないが、仮に出力した場合は使用を終えた段階で当該ファイルを消去し、紙で出力した場合はシュレッダーにより破棄するなど、県の個人情報保護条例・規則にのっとり厳重に管理する。
 - c 報告システムの使用・管理は、厚生労働省が定める「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」に従って利用し、具体的には次のように取り扱う。
 - (a) 原則1名の利用責任者を指名し、利用責任者が利用を適正に行うよう指導及び監督を行う。
 - (b) 報告システムを使用する端末は利用機関ごとに1台とする。
 - (c) W I S H及び報告システムのID及びパスワードは他に知られるこ

とがないよう厳重に管理する。

(d) 厚生労働省から通知されたW I S H及び報告システムの初期パスワードは、利用初回に変更するとともに、以後定期的（6か月以内）に変更する。

(e) 操作マニュアル等の関係書類は、他に知られることがないように適正に管理する。

d 県においても、上記「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」を遵守して報告システムを運用しており、報告システムを使用する利用責任者1名を指定して業務を行わせ、当該担当者がID及びパスワードを管理するとともに、当該担当者に割り当てられている県庁の共通利用パソコン（以下単に「共通利用パソコン」という。）に報告システムを導入して事務を実施している。

e 共通利用パソコンは、「コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する規程（平成11年神奈川県訓令第15号）」等の県の内規に基づき、立ち上げ時にパスワードを設定するとともに、ワイヤロックで机に固定し、不正プログラム対策等の情報セキュリティ対策や管理者権限の設定により職員によるプログラムの導入を制限するなどの安全対策を施しており、これらの規定を遵守していることを検証するために定期的に情報セキュリティ監査を実施している。

f また、県地域保健福祉課における事故防止の対応として、当該担当者の共通利用パソコンは、未入力の時間が10分を経過するとスクリーンセ이버が作動して、再度パスワードを入力しなければログインできないように設定にしている。

g なお、ネットワーク接続については、県庁内は「コンピュータ、ネットワーク及び情報システムの運営に関する規程」等の県の内規に基づき県の情報システムを専門に扱う総務部情報システム課が管理するとともに、県庁外は国が管理する行政専用ネットワークである「総合行政ネットワーク（略称：L G W A N）」を利用して接続しており、いずれも高度なセキュリティが確保されている。

(ウ) 厚生労働省における安全対策

a 報告システムは、W I S H内のデータセンターにサーバを設置しており、各利用機関とは、専用回線を使用するL G W A N等を介して接続している。

さらに、報告システムの発行するサーバ証明書を利用したS S Lによる暗号化通信によって、第三者による情報の盗み見や改ざん等を防止している。

- b 報告システムを利用するには、W I S H及び報告システムそれぞれの I D及びパスワードが必要である（システム認証の二重化）ため、I D及びパスワードを発行された本人以外がログインすることは極めて困難である。
- c また、報告システムは、「なりすまし防止機能」を備えており、発行された I D及びパスワードで一度端末にログインすると、当該端末以外でのログインは不可能となる。
- なお、端末の入れ替え等により、他の端末で当該 I D及びパスワードを利用する場合は、人口動態調査オンライン報告システム利用変更届（様式第 3 号）による届出が必要となり、届出が承認された際、厚生労働省の報告システム管理者がなりすまし防止機能を解除する。
- d 「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」及び「厚生労働総合情報システム利用要綱」は、システムの管理・利用等について規定したものであり、システムを利用する各機関は、同要領等を遵守しなければならない。
- e 報告システムは、人口動態・保健統計課のシステム管理者（技術開発係）、同課の審査担当者（約 3 0 名）及び運用保守業者（日本電気株式会社）がアクセス可能となっているが、以下のセキュリティ対策により、情報漏洩等を防止している。
- (a) 同課システム管理者及び審査担当者（省内 L A Nシステムのクライアント端末からサーバに接続）
- ① 省内セキュリティゲートによる身分確認
 - ② I D及びパスワードによるシステム認証（省内 L A Nシステムと報告システムによるシステム認証の二重化）
 - ③ 省内 L A N回線（イントラネット）及びW I S H（専用回線）経由によるサーバ接続
 - ④ 利用端末におけるウィルス対策（ウィルス対策ソフトの導入及びセキュリティパッチの適用等）の実施
 - ⑤ 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「厚生労働省ネットワークシステム等管理規程」、「人口動態調査オンライン報告システム等情報セキュリティ対策実施手順」等の遵守
- (b) 運用保守業者（W I S Hデータセンター内のサーバにログイン）
- ① W I S Hデータセンター内に入るための申請及び 2 種類の I Dカード（建物用、マシン室用）による入退室管理
 - ② データセンターの管理人によるサーバ・ラックの施錠管理（サーバ・ラックを解錠するには管理人に身分を提示し、台帳に記名する

必要がある)

- ③ ID及びパスワードによるシステム認証
- ④ W I S H (専用回線) 経由によるサーバ接続
- ⑤ 利用端末におけるウィルス対策 (ウィルス対策ソフトの導入及びセキュリティパッチの適用等) の実施
- ⑥ 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「厚生労働省ネットワークシステム等管理規程」, 「人口動態調査オンライン報告システム等情報セキュリティ対策実施手順」等の遵守
- ⑦ 契約における守秘義務の遵守 (契約書及び仕様書に明記)

以上から, 実施機関, 神奈川県及び厚生労働省において, それぞれ安全対策上の措置が講じられていると認められる。

したがって, 本件コンピュータ処理は, 安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより, コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(2) 条件

実施機関の説明によれば, 人口動態調査は, 出生, 死亡, 死産, 婚姻及び離婚等極めてセンシティブな情報を本人の住所, 氏名等個人が特定できる状態で厚生労働省に送付するものである。

そのような情報の提供自体は, 実施機関は人口動態調査令により義務付けられており, 法令等の根拠に基づくものであるから, その是非について本審議会は論じる権限を持たない。

しかし, 当該勅令は, 個人情報保護の制度がない時期に制定されたものであり, 本件で扱われるセンシティブな情報は, 本来, 本人の同意無しに収集し, 提供されるべきではない。

また, 同調査は, あくまで統計目的で行われるものであり, 個人が特定できる状態で情報を外部提供しなければならない必要性も, にわかには首肯しがたい。

本審議会は, 本件コンピュータ処理で取り扱う個人情報, その不当な取扱い又は漏洩があった場合に個人の権利利益を侵害する危険性が極めて高いものであることに鑑み, 本件コンピュータ処理を承認するにあたり, 次の条件を付する。

ア 市民の自己情報コントロール権を保障する観点から, 実施機関は, 本事務の実施にあたり, 実施機関がどのように情報を収集し神奈川県及び厚生労働省に提供するのか並びに厚生労働省において当該情報がどのように取り扱われるのかについて, 毎年, 市民に周知すること。

イ 本件コンピュータ処理で取り扱う個人情報、極めてセンシティブかつ詳細なものであることに充分留意した上慎重に取り扱うべきことを、実施機関は、毎年、厚生労働省に申し入れること。

ウ 当該情報の取扱いに当たっては、1年間の経過を待つことなく、氏名、住所詳細を削除するなど速やかに匿名化し個人情報性を失わせるべきことを、実施機関は、毎年、厚生労働省に申し入れること。

以 上